

梅田上町自治会 地区防災計画

平成 31 年 3 月 策定

令和 5 年 3 月 修正

梅田上町自治会

目次

1 地区防災計画とは	1
(1) 地区防災計画の目的と位置づけ.....	1
(2) 地区防災計画の対象、範囲等.....	1
(3) 地区防災計画の構成.....	2
2 地区特性	4
(1) 地区の成り立ちと現況.....	4
(2) 地震の被害想定.....	9
(3) 水害の被害想定.....	12
3 地震発生時の対応シナリオ	16
(1) 地震発生時の対応シナリオ.....	16
(2) 地区防災マップ.....	16
(3) 地区の課題と対応策.....	22
4 水害時の対応シナリオ	25
(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要.....	25
(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ.....	25
(3) コミュニティタイムライン.....	30
5. 自治会における平時の備え	32
(1) 事前対策リスト.....	32
(2) 体制づくり.....	34
※ 様式・資料編	38
資料1 様式集	39
参考様式1 緊急時連絡先一覧表.....	39
参考様式2 備蓄品リスト.....	40
参考様式3 自治会年間スケジュール.....	41
参考様式4 防災区民組織名簿.....	42
資料2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」	43
資料3 A-メール（足立区メール配信サービス）	43
資料4 あだち安心電話	44
資料5 感震ブレーカーの設置助成	45
資料6 防災無線のテレホン案内	46
資料7 足立区 LINE 公式アカウント	46

1 地区防災計画とは

(1) 地区防災計画の目的と位置づけ

私たちの住む地域は、建物が密集し、古い建物や木造の建物が多く、震災時の倒壊や火災の延焼の危険性が高い地区です。また、震災時に利用できる道路が狭く、身近な広場や公園が不足するなど、東京都の地域危険度などの調査でも地震被害における危険度が高い地域です。

また、東日本大震災や熊本地震などの近年の災害においては、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしています。

そこで、梅田上町自治会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的に、「梅田上町自治会地区防災計画」を策定しました。

また、令和4年度には計画の見直しを行いました。

地区防災計画は、災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を検討し、私たち地区に居住する者が自らつくる計画です。

(2) 地区防災計画の対象、範囲等

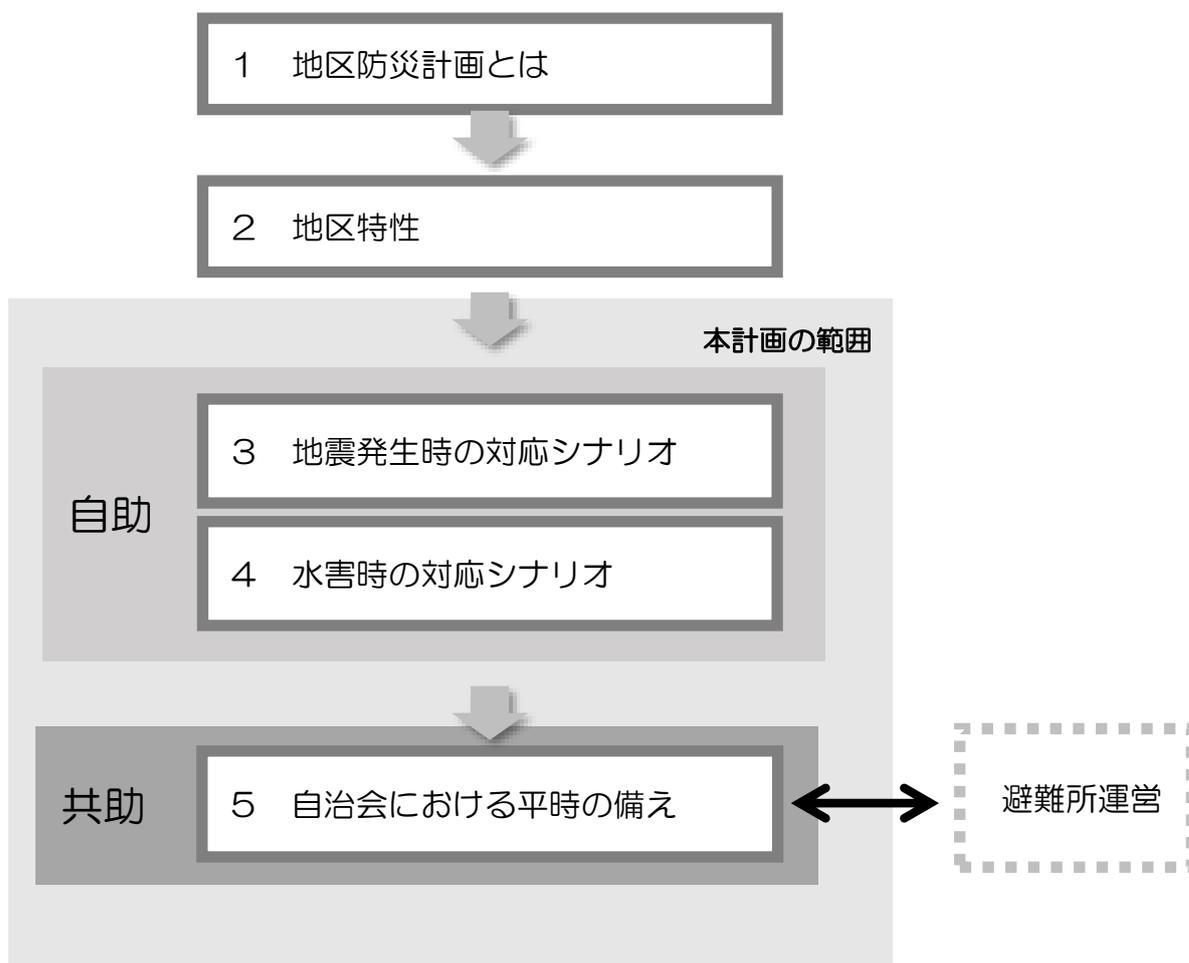
対象とする災害	地震・水害 (平成30年度は地震を中心に検討)
対象とする範囲	梅田上町自治会 (第一次避難所、避難場所へ避難経路も対象)
対象者	梅田上町自治会の居住者、事業者など自治会内にいるすべての人
対象時期	地震；地震発生時～初動活動～避難行動 水害；台風接近時～準備行動～避難行動

(3) 地区防災計画の構成

本計画では、「2 地区特性」で自分たちの地域について知るための資料を整理し、「3 地震発生時の対応シナリオ」、「4 水害時の対応シナリオ」で地域住民自らによる「自助」、すなわち、地震や水害が発生した場合にどこに、どのように避難するかを整理するとともに、当自治会の地区防災マップを作成しました。

「5 自治会における平時の備え」では、自治会及び地区住民等において進めるべき「共助」の考え方、平常時において準備しておく事項等を記載しています。

最後に、資料として情報収集の手段について記載しています。

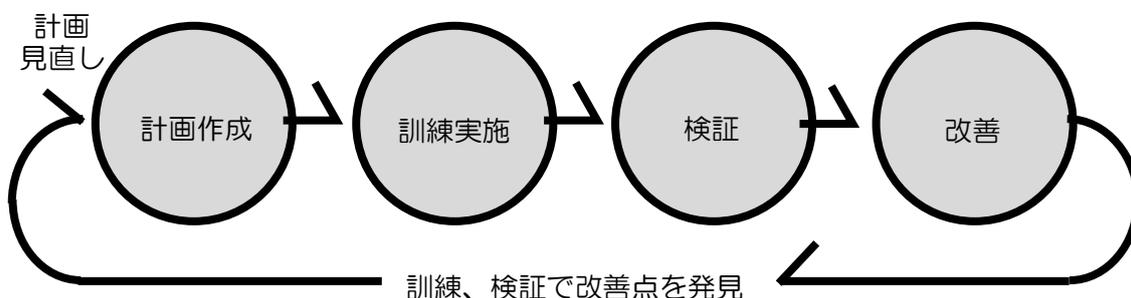


注) 本計画では、地震については、発生直後から、避難するまでの考え方や手順を整理し、避難所を設置したのちの避難所運営は、他の計画（避難所マニュアル等）に従うこととします。

(4) 実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

実践と検証の流れ



実践

計画に基づいた防災訓練を行います。

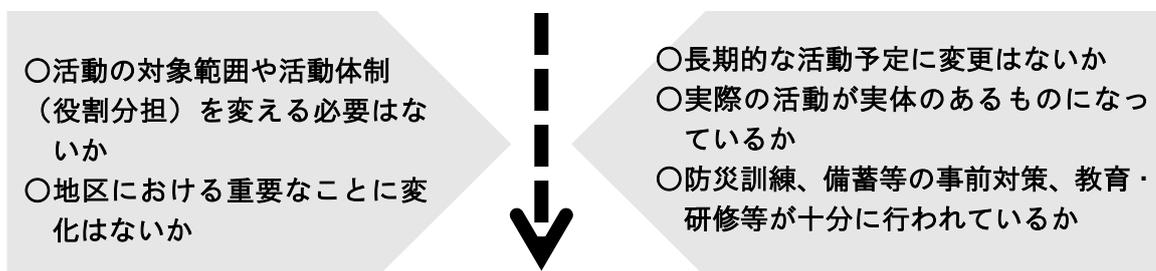
■防災訓練

避難時の訓練	応急訓練	避難後の訓練
<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練 ○避難所・避難路・避難場所等の確認 ○避難経路上の危険箇所の確認 ○要配慮者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火訓練 ○救急応急措置訓練 (心肺蘇生法・AED講習等) ○防災資機材取扱訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設訓練 ○避難所運営訓練 (給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等)

※訓練は、区や消防団、各種団体や地元企業等と連携したものにすると、より実効性が高まります。

検証

防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。



実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。
必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、自治会を通じて区に報告するとともに、説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します。

2 地区特性

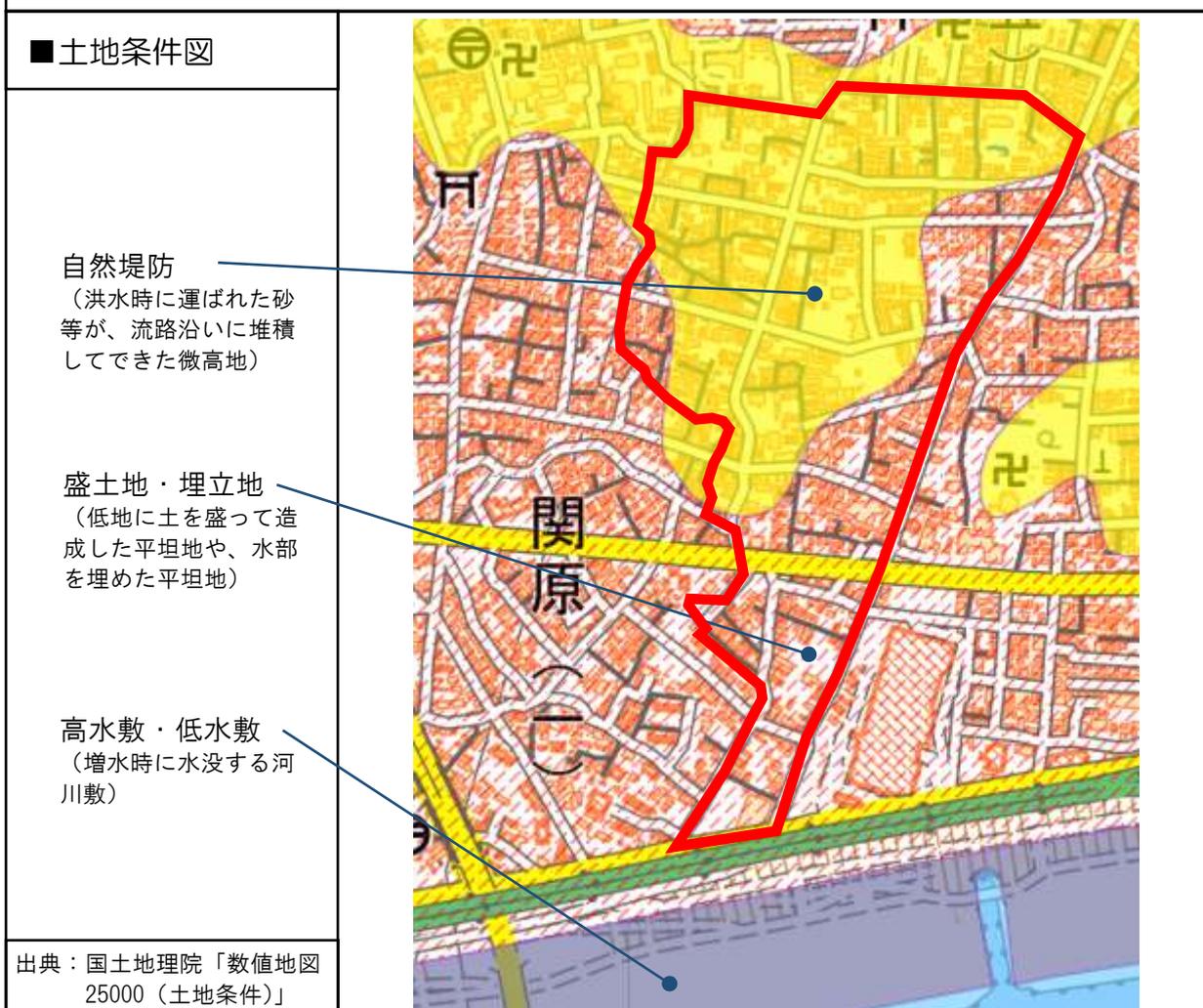
(1) 地区の成り立ちと現況

① 地形

荒川と隅田川の過去幾度かの氾濫によって作られた盛土地・埋立地（荒川氾濫低地）が地区の南側に分布し、北側にはまわりよりもわずかに高い自然堤防が形成されています。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト*が厚く分布しているため、地震時には揺れやすいとされています。

※ シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。

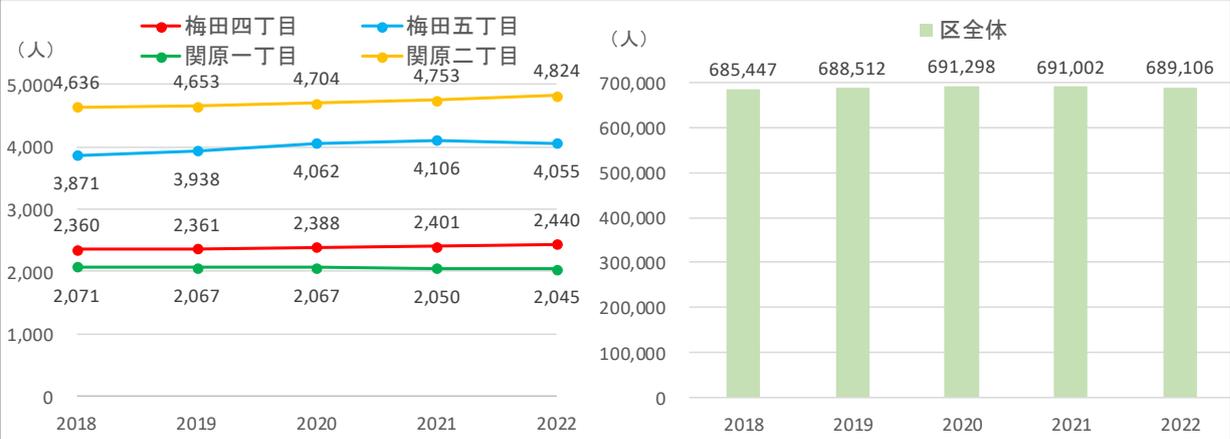


② 人口・世帯数

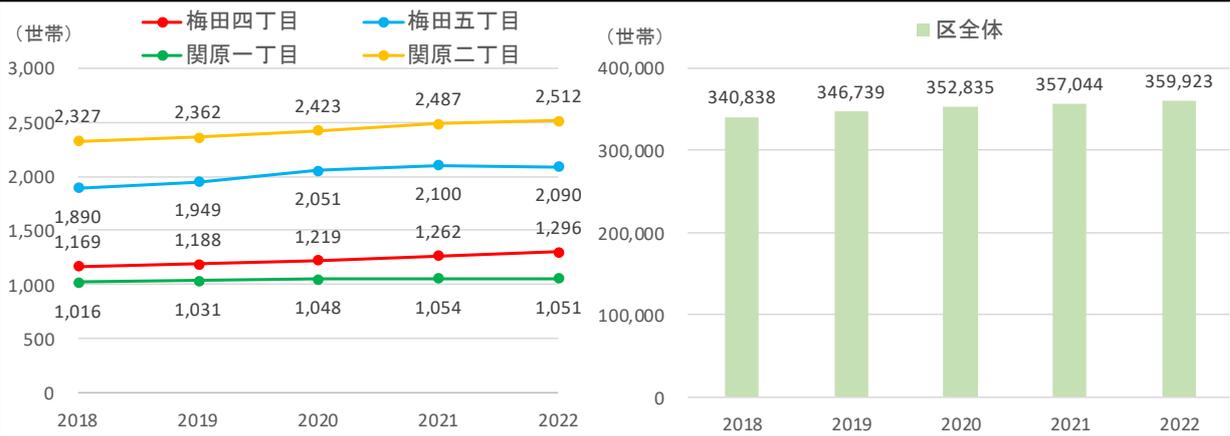
梅田四丁目、梅田五丁目、関原一丁目、関原二丁目の人口はそれぞれ 2,440 人、4,055 人、2,045 人、4,824 人、世帯数は 1,296 世帯、2,090 世帯、1,051 世帯、2,512 世帯となっています（住民基本台帳、令和 4 年 1 月 1 日現在）。

最近5年間の推移を見ると、人口・世帯数はほぼ横ばい～微増の傾向にあります。

<人口>



<世帯数>

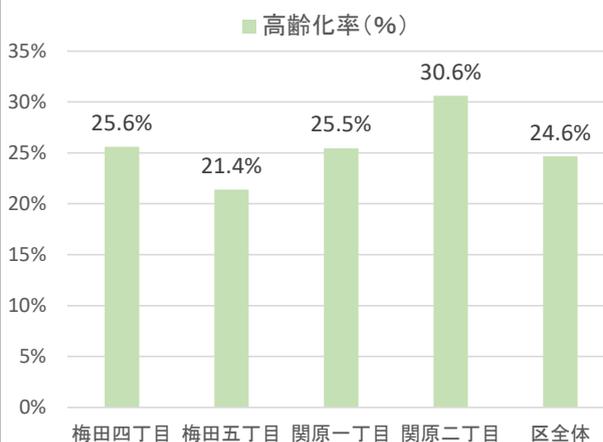


③ 高齢化（65歳以上の人口）の状況

出典：住民基本台帳

高齢化率は関原二丁目 30.6%、梅田四丁目 25.6%、関原一丁目 25.5%であり、区全体の値より高い水準にあります。関原二丁目は高齢夫婦世帯の割合 9.2%、高齢単身世帯の割合 16.8%であり、区全体より高い状況です。（注：高齢夫婦世帯は夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯）

<高齢化率>



<高齢者世帯の状況>



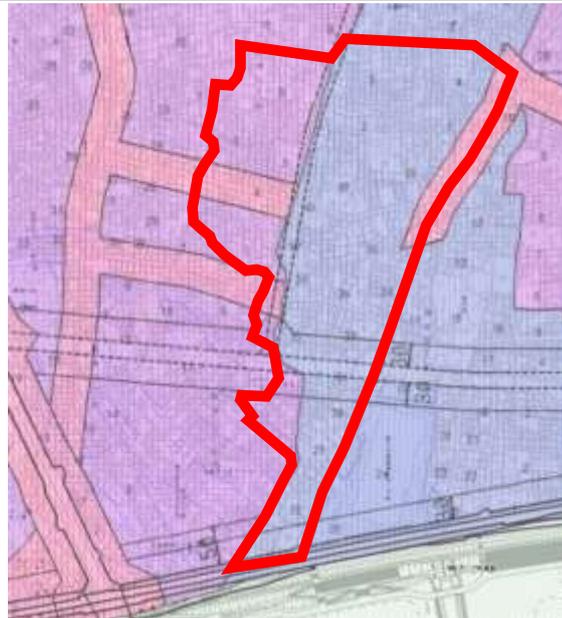
出典：令和 2 年国勢調査

④ 用途地域都市基盤

東側が工業地域、西側が準工業地域であり、主要道路沿道が近隣商業地域に指定されています。また、全域が新防火指定区域となっています。

<凡例>

用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域(特別工業地区)
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
区域区分・地域地区等	
	新防火指定



工業地域 : どんな工場でも建てられる地域。住宅やお店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建設できない。
 準工業地域 : 主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場は建設できない。
 近隣商業地域 : まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられる。
 新防火指定区域 : すべての建築物は準耐火建築物以上に規制される。

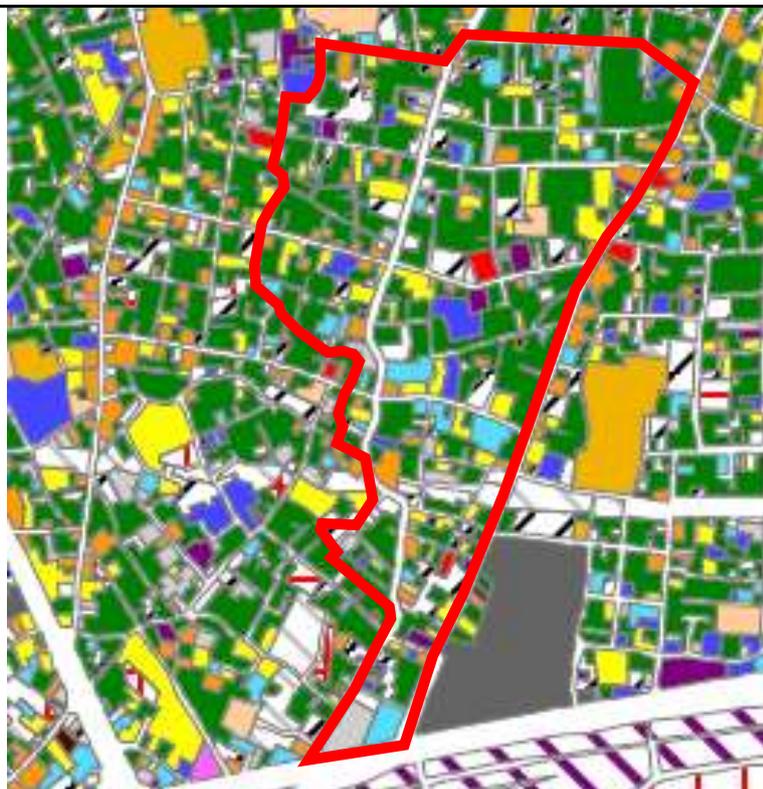
出典 : 「用途地域等指定図」

⑤ 用途別建物現況

建物用途は、大部分が独立住宅となっていますが、集合住宅や専用工場も見受けられます。

<凡例>

	官公庁施設
	教育文化施設
	厚生医療施設
	供給処理施設
	事務所建築物
	専用商業施設
	住商併用建物
	宿泊・遊興施設
	スポーツ・興行施設
	独立住宅
	集合住宅
	専用工場
	住居併用工場
	倉庫運輸関係施設
	農林漁業施設
	屋外利用地等
	その他
	公園・運動場等
	未利用地等
	道路
	鉄道・港湾等
	田
	畑
	樹園地
	水面・河川・水路
	原野
	森林



出典 : 「平成 28 年土地利用現況調査」

⑥ 構造別建物現況

ほとんどの建物が防火造、耐火造、準耐火造になっていますが、木造建物も点在しています。

<凡例>

耐火造

主要な構造部分（柱・梁・壁・屋根等）が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、耐火被覆した鉄骨造、れんが造、石造等でできているもの

準耐火造

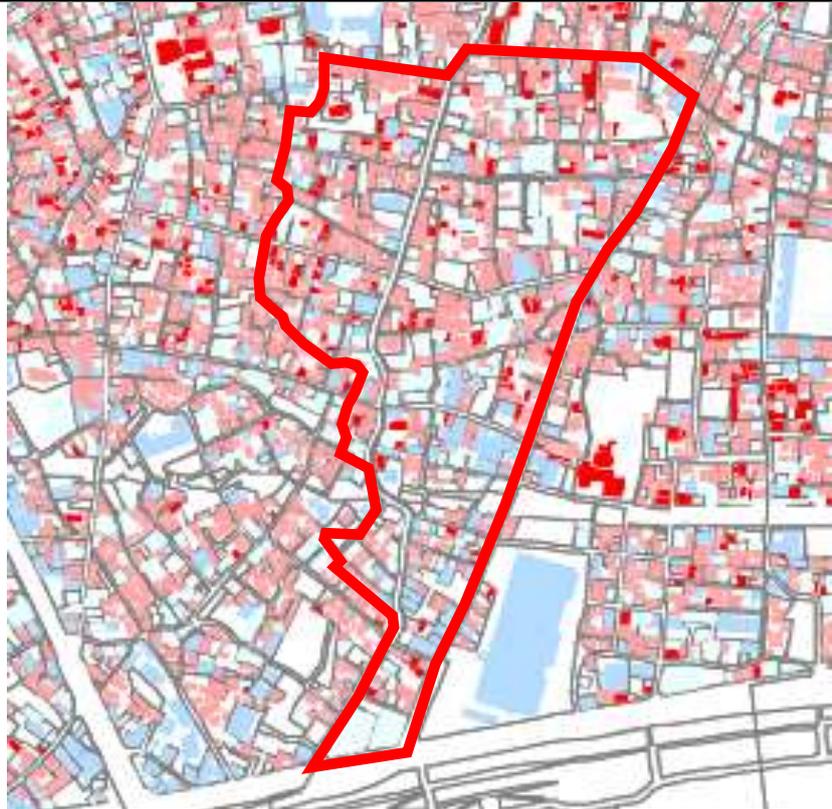
外壁が耐火造で屋根がコンクリート等の不燃材料でできている、または柱及び梁が不燃材料で外壁及び屋根等が防火造でできているもの、または木造以外で耐火造に属さないもの

防火造

柱及び梁が木造で屋根及び外壁がモルタル、漆喰等の準不燃材料でできているもの

木造

主要な構造部分が木造で上記のいずれの区分にも属さない防火性能の低いもの



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑦ 階数別建物現況

建物は、大部分が 3 階建て以下ですが、一部が中層階建てになっています。

<凡例>



1階



2階



3階



中層階(4~7階)



高層階(8階以上)



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

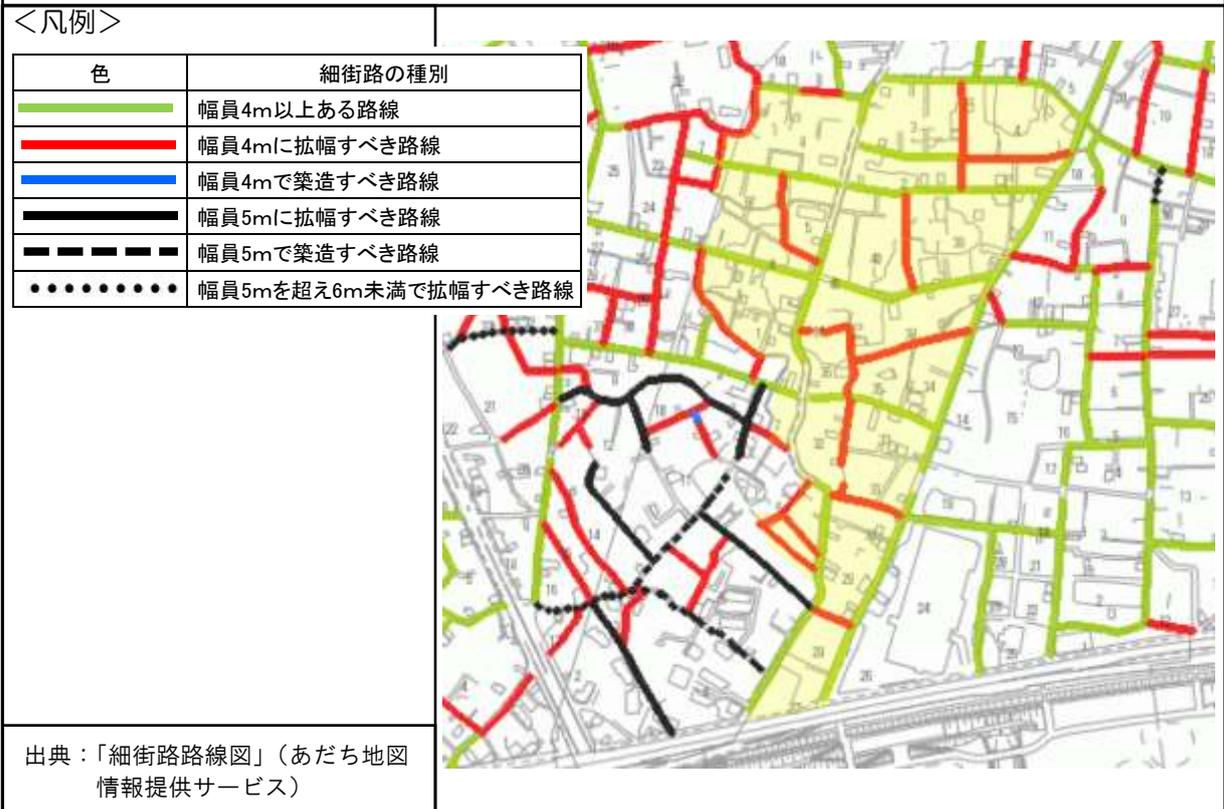
⑧ 都市計画道路の整備状況

都市計画道路は、地区の中央を東西に補助第 136 号線が事業中です。また南北に補助第 254 号線が計画されています。



⑨ 細街路の状況

地区内には、幅員 4m に拡幅すべき細街路が多く残っています。



(2) 地震の被害想定

① 首都直下地震の被害想定概要

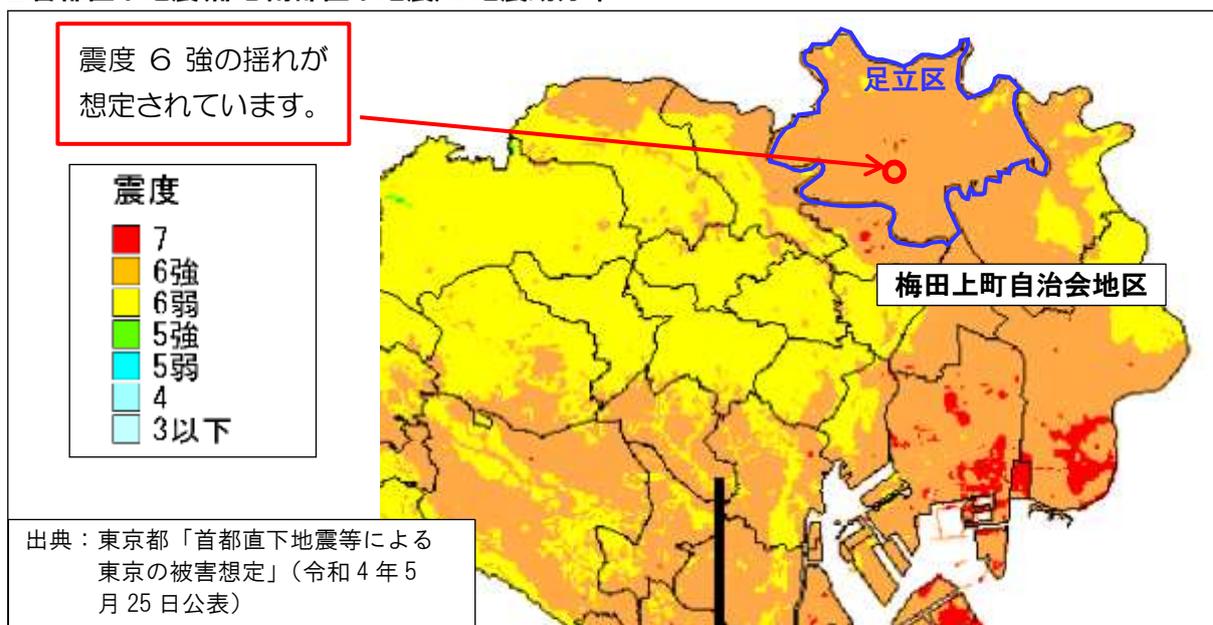
南関東地域における首都直下地震（マグニチュード 7.3 規模）の発生確率は、今後 30 年以内に 70%といわれています。

■首都直下地震(都心南部直下地震)における足立区の被害想定（M7.3、冬の夕方、風速 8m/秒）

被害区分	被害の規模	参考
死者	795 人	区の夜間人口の 0.11%
負傷者	8,507 人	〃 1.2%
建物全壊	11,952 棟	区的全建物棟数の 8.2%
建物焼失	13,546 棟	〃 9.3%
避難者	286,932 人	区の夜間人口の 41.3%
帰宅困難者	44,303 人	区の昼間人口の 7.3%

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和 4 年 5 月 25 日公表）

■首都直下地震(都心南部直下地震)の地震動分布



6強

【震度 6 強】

- はわないと動くことができない飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたりすることがある。

耐震性が高い

耐震性が低い

出典：気象庁HP
「震度の階級」

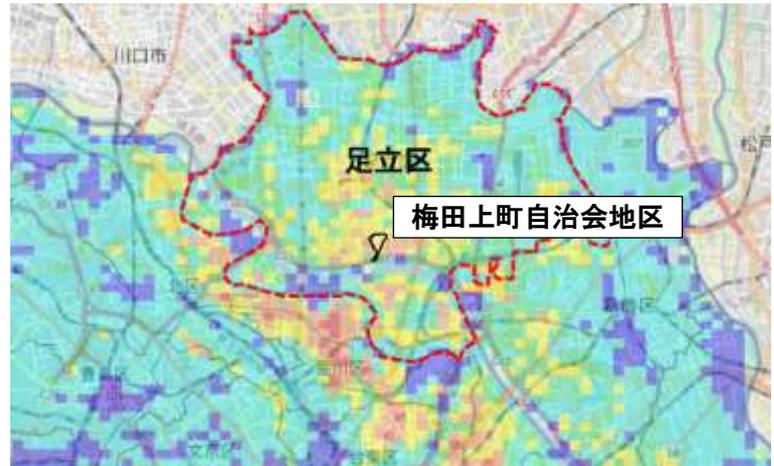
■建物全壊棟数

ほぼ全域で 20-50 棟の分布となっています。

<凡例>



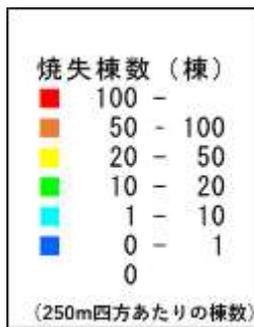
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



■建物焼失棟数

ほぼ全域で 100 棟より多い分布となっています。

<凡例>



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



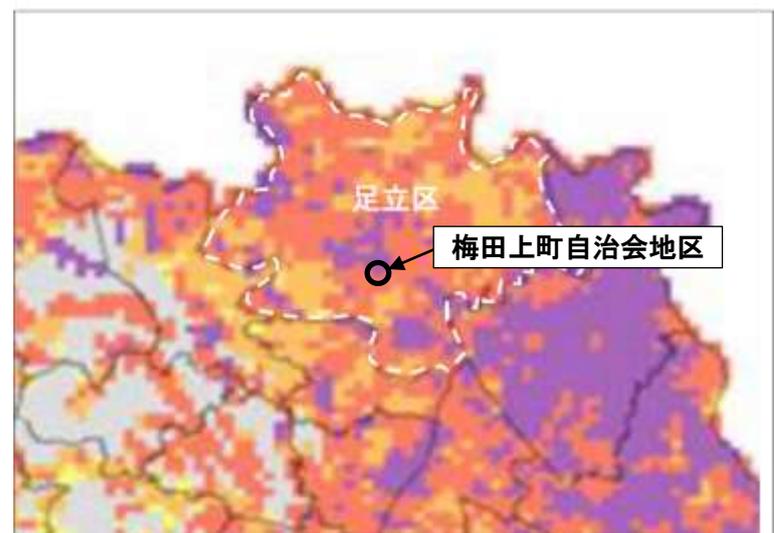
■液状化危険度

危険度が高い表示となっています。

<凡例>



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



(3) 水害の被害想定

当自治会において、河川氾濫による水害が想定される河川として、荒川、利根川、綾瀬川、芝川・新芝川があります。

① 荒川が氾濫した場合

■最大浸水深

全域で3m以上、一部で5m以上の浸水が想定されています。早期立ち退き避難が必要な区域です。



■浸水継続時間

1日以上～3日未満浸水が継続すると想定されています。



② 利根川が氾濫した場合

■最大浸水深

3m以上 5m未満の浸水が想定されています。早期立ち退き避難が必要な区域です。



■浸水継続時間

3日以上1週間未満浸水が継続すると想定されています。



③ 綾瀬川が氾濫した場合

■ 最大浸水深

0.5m 未満の浸水が想定されている地域があります。



■ 浸水継続時間

浸水の継続は想定されていません。



④ 芝川・新芝川が氾濫した場合

■最大浸水深

0.5m以上～3m未滿の浸水が想定されています。



■浸水継続時間

1日以上3日未滿浸水が継続すると想定されています。



3 地震発生時の対応シナリオ

(1) 地震発生時の対応シナリオ

地震発生から、まず自分の身を守り、その後一時集合場所へ避難、さらに避難場所で避難するなどの対応シナリオ、行動の目安をP18、19に整理しています。

(2) 地区防災マップ

防災に関する地域の資源、要注意箇所等を「地区防災マップ」としてP20、21に整理しています。

地震発生時の対応シナリオ



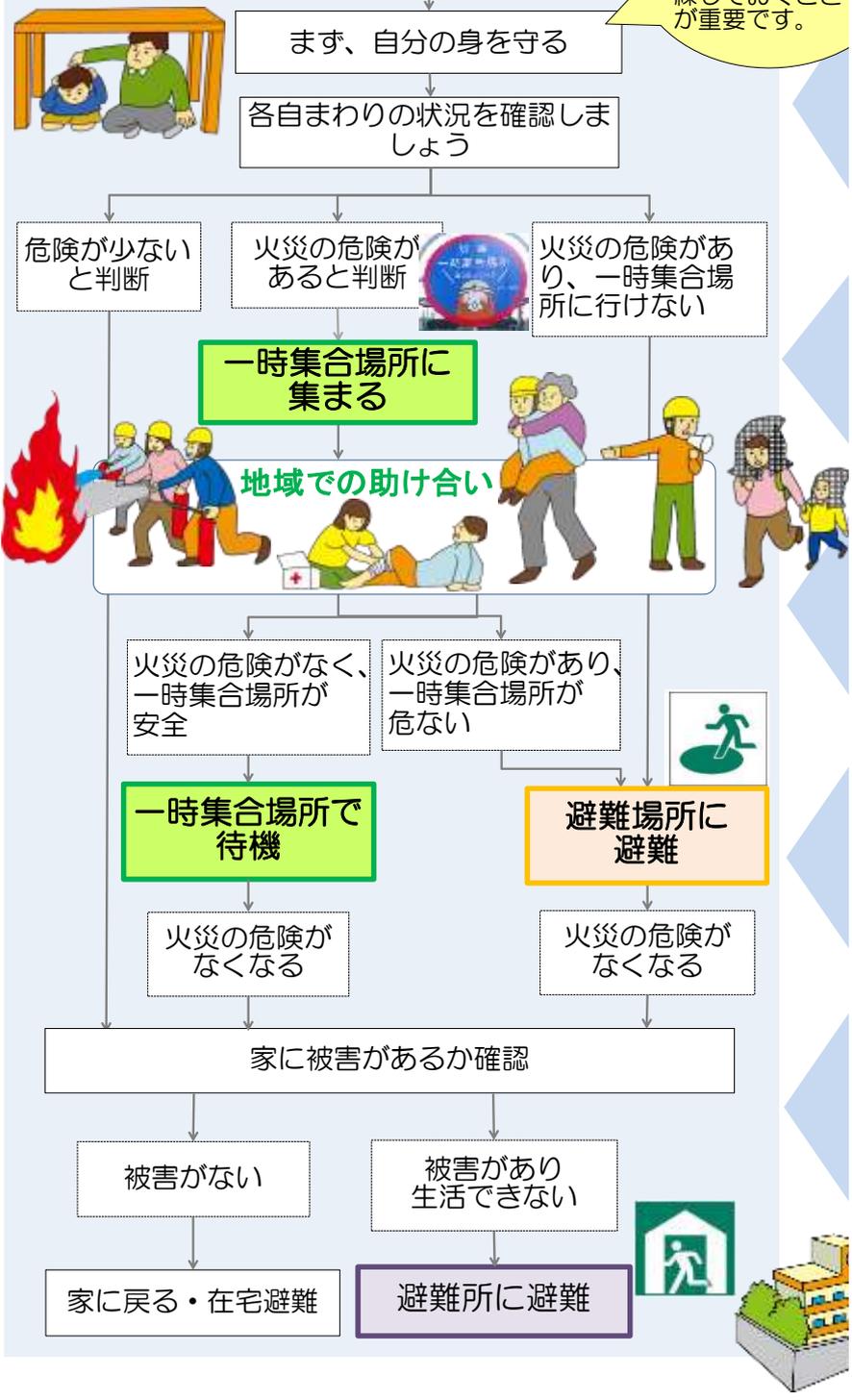
一人ひとりが責任ある行動がとれるように、日頃から準備や訓練しておくことが重要です。

【一時集合場所】
小泉駐車場前
明美湯前

一時集合場所は、自治会単位で一時的に集合して様子を見る場所です。

一時集合場所には次の役割があります

- 1) 二段階避難において
 - ① 情報伝達や各種連絡の場
 - ② 近隣相互の助け合いや安否確認
 - ③ 警察・消防等の指示のもとで避難場所へ避難
- 2) 延焼火災の危険がない場合において
 - ① 地域内における初期消火や救出救護活動などの拠点



【避難場所】
荒川北岸・河川敷緑地一帯
西新井駅西口地区一帯

避難場所は、大地震時に発生する延焼火災やそのほかの危険から、身の安全を守るために必要な広さなどがある大規模な公園・広場等が指定されています。

なお、地震時に、荒川方面に避難する際には、津波の発生が懸念されますので、荒川の河川敷に降りる場合、津波の情報収集に努めるなど十分に注意しましょう。



【第一次避難所】
梅島第二小学校

第一次避難所は、自宅に居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。



火災の発生に細心の注意を払いましょう

当自治会は、家屋が密集する地域で、一度火災が発生すると、町内一帯に延焼する危険性が高くなっています。火事には特に注意しましょう。



感震ブレーカーを設置しましょう。足立区では感震ブレーカーの設置助成を行っています。

東京ガスでは、震度5以上の地震発生時にガスメータが自動的にガスを遮断しますが、ガスの元栓は閉めるようにしてください。

日頃から、一時集合場所に至る複数の避難経路を確認してください

当自治会は、家屋が密集する地域で、狭い道路が多くなっています。狭い道路では、ブロック塀や建物倒壊によって、道路が通れなくなる場合が想定されますので、複数の避難経路を確認し、平常時に実際に歩いておくことが重要です。



落ち着いて行動しましょう

火災は一気に燃え広がることはありません。落ち着いて行動するようにしましょう。避難時の服装などに注意しましょう。
⇒ヘルメット・防災ずきん、帽子
動きやすい服装、軍手
履きなれた底の厚い靴
夜間の懐中電灯



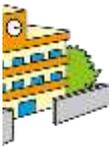
避難の時に、隣近所に声をかけましょう

避難するときには、ご近所の高齢者、妊婦の方、小さな子供がいるお宅などに、ひと声かけて避難しましょう。一声かけた情報（返事がなかったこと、不在だったこと、下敷きになった人がいる可能性など）は大切な情報になります。一時集合場所にみんなで情報を持ち寄りましょう。



一人ではなく、みんなで助け合って救出活動を行います

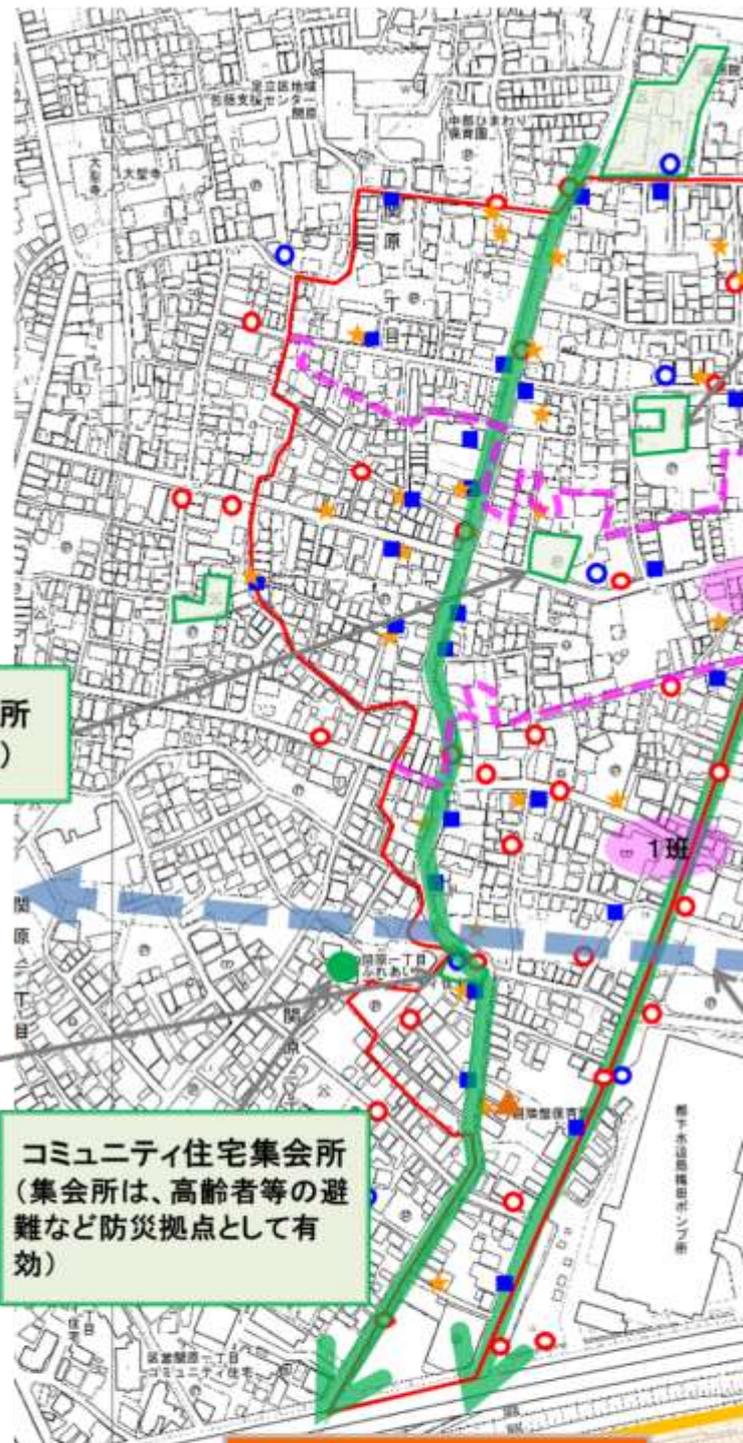
ケガや危険を伴うので、救出活動は一人ではなく、複数で行うようにします。柱や梁に挟まれた人を発見したら、皆で声をかけて助けます。意識があるかどうか確認し、励ますことも重要です。また、救出用資機材の保管場所も確認しておきましょう。



地区防災マップ

凡例

- 町会掲示板
- 消火栓
- 防火水槽
- ★ 消火器
- ▲ AED
- 班境
- ➔ 避難経路(主要道路)
※地震・火災時の避難の例



一時集合場所
(明美湯前)

一時集合場所
(上町プチテラス・防災倉庫)



コミュニティ住宅集会所
(集会所は、高齢者等の避難など防災拠点として有効)

避難場所
= 荒川北岸・河川敷緑地一帯へ





自治会の倉庫
(テント等を収納)

道路(整備中)

設備など



(C)ミッドマップ東京

※地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図 (平成 27 年度版) (MMT 利許第 27173 号) を使用したものである。

(3) 地区の課題と対応策

本計画の作成にあたっては、自治会内での議論を行った結果、次のような地区の課題や意見が出され、その対応策を本計画に盛り込むこととしました。

■地区の課題と対応策（平成30年度 地区防災計画策定ワークショップ）

課題（意見含む）	方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の行動を知らない人が多い（学校に行けば良いと思っている）。 ・行政が助けてくれると思っている人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時の避難行動や自助の取組みを盛り込む
<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所は、明美湯前のまとまったオープンスペース以外、面積が小さい。 ・一時集合場所の建築物、構造物が地震時に倒壊するかもしれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所を複数確保 ・新たな一時集合場所の選定を検討
<ul style="list-style-type: none"> ・初動は小さなグループで展開することが有効 ・初動活動を一つの拠点でカバーすることは難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・3班体制を検討し、平時から備える訓練等も検討
<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認は、磁石式のカードなどもあり、安否に導入できる仕組みが大切 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認の仕組みづくりを検討
<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動は、訓練も含めて、消防団と連携することが有効 ・消火栓を使った実践的な訓練が重要 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団との連携も含めて、実践的な訓練を行うことを検討
<ul style="list-style-type: none"> ・区民レスキュー隊を結成するためは、担い手の確保が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな担い手の確保について検討
<ul style="list-style-type: none"> ・上町プチテラスの防災倉庫、自治会の倉庫があるが、役員だけでしか共有されていないかもしれない ・倉庫の鍵をもっている役員が限られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫の鍵を増やし、初動活動を担う責任者等にわたすことを検討
<ul style="list-style-type: none"> ・地震時の建物倒壊、混乱の中で荒川北岸・河川敷一帯まで到達できるか課題（特に高齢者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川北岸・河川敷一帯まで実際に歩いてみる訓練や高齢者等への対応を検討
<ul style="list-style-type: none"> ・荒川河川敷に至る途中で、高速道路下の道路は渋滞する可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通整理や誘導を行う担当者を検討
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会で防災活動の手本を見せることが、ボランティア精神をもった人の関心と呼ぶことにつながるため、先ずは自治会として力を合わせる必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代に防災活動への参画を働きかける機会をつくる（既存のイベント機会を活用することも含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・第一次避難所は、ひと段落してからではなく、実際には初動の途中でも開設される可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次避難所の役割、避難の原則を盛り込むとともに、初動と避難所運営にマンパワーが必要となる対応も検討
<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で生活できる人は、避難所に行かないように周知することが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅での生活が可能な世帯等に対しては、自治会として、在宅避難を推奨
<ul style="list-style-type: none"> ・上町プチテラス周辺のコミュニティ住宅の集会所は、防災拠点や高齢者の一時的な施設等として、避難時に活用することが有効（第一次避難所を補完） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ住宅の集会所は、防災資源として、活用することを盛り込む

■地区の課題と対応策（令和4年度 地区防災計画見直しワークショップ）

課題（意見含む）	方向性
<ul style="list-style-type: none"> 1 班の一時集合場所として上町プチテラスを選定した。プチテラスの前の道路が広いことも利点である。 	<p>—</p>
<ul style="list-style-type: none"> 班が3 班に分かれており、さらに、その班ごとに3 つくらいของกลุ่มに分かれている。 現状、安否確認の情報として、班長などのまとめ役の方からの情報を得るしかない。 安否確認の仕組みづくりの一環として、携帯電話やネットワークに関して確認し実施訓練を行うことが必要 LINE が有用な手法 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認等の初動活動について自治会で具体的に話を進めていくことを検討する。
<ul style="list-style-type: none"> コロナ渦もあり、約3 年間、避難訓練ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、定期的な訓練の実施を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> アパートやマンションは自治会に入っていないため、住人を把握できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会で把握できる人から対応することを検討（現状、そのように対応せざるを得ない）
<ul style="list-style-type: none"> 防災倉庫の鍵の管理者を増やした（約7 名が所有）。 上町プチテラスの公園で簡易トイレの実験を行った。 災害時に利用できる簡易トイレを会員の一軒一軒に配布した。 バケツ、トイレ関係の備品、ロープ、ガムテープなどの消耗品を購入し、これらを上町プチテラスの倉庫に保管している。 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄品リスト（P40）等を活用し、計画的に資機材・備蓄品の管理・購入等を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 2019 年の台風19 号の時、この地区の多くの住人は、自治会からの連絡なしで、自主的に梅島第二小学校に避難していた。また、梅島第二小学校は水没する危険性もあり、避難は推奨されていなかったが、避難する場所がないため移動した。3 階、4 階に行けば、安全性は高いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 区で検討した結果、浸水しないフロアがある学校は、避難所として開設することとした。 事前に分散避難についても検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 地元の若い人は皆消防団に入っているため、災害時に若い人全員が消防団活動のため出してしまうことは問題である。 台風19 号の災害時には若い人がボランティア活動を自発的に手伝ってくれた。そのような事例もあるため、災害時には若い人に動いて貰えるような対応を検討しないといけない。 地域の学校に通う子供の親への啓蒙は重要である。学校から子供を通じて親へ伝えてもらえるとうい。 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い年齢層の人がコミュニケーションを取れる機会を作ること等を検討する。

4 水害時の対応シナリオ

(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要

台風等が発生し、水害が予想される場合の避難先の判断方法や避難所でのルールを P26、27 に整理しています。

(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ

水害が予想される台風等が発生してから洪水に至るまでに発令される避難情報を P28、29 に整理しています。

水害が予想される場合の防災行動の概要

三密対策 **分散避難** 避難所には多くの方が来ます。三密を避けるため、自宅の浸水リスクを把握し、避難所以外へ「分散避難」ができるか事前に検討をお願いします。

STEP 1 足立区洪水ハザードマップで、自宅の浸水リスクを確認



河川（荒川、利根川、江戸川、中川、綾瀬川、芝川・新芝川）ごとに水害を想定。避難方法を考えるために、まずは自宅や周辺の浸水する危険性を把握しましょう。お持ちでない方には企画調整課、区民事務所で配布しています。くわしくはお問い合わせください。 **問い合わせ先** 企画調整課 企画調整担当 ☎3880-5349

避難方法の判断ポイント！

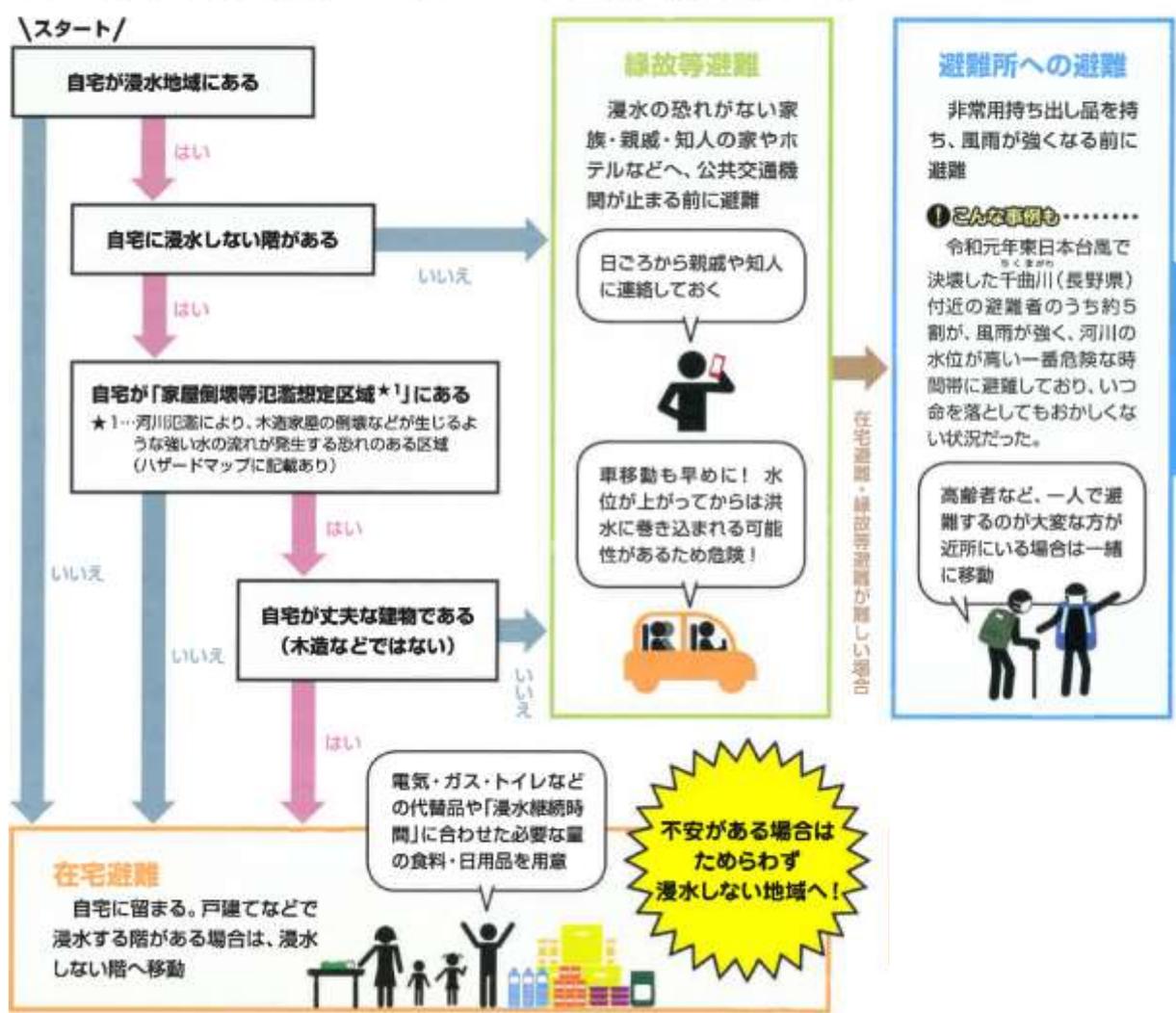
- 浸水深
- 浸水継続時間

河川ごとに確認して、ハザードマップの「避難行動メモ」に記入しておこう！

例えば、荒川氾濫時、千住地域の最大浸水深は、5m以上（3・4階まで浸水）の所もあれば、3～5m（2階まで浸水）の所も。自宅の場所や住んでいる階などで、避難方法を考えることが重要です。

STEP 2 自宅の浸水リスクを踏まえ、避難方法を検討

自宅の「浸水深」「浸水継続時間」を把握したら、下記のフローチャートを参考に避難方法を考えましょう。



開設・受け付け

災害対策本部*2が避難所開設を決定し、区職員を配備

荒川氾濫が予想される場合、避難所（区立小・中学校など）を一斉開設します。そのほかの河川の場合は、気象情報などをもとに判断します。

★2…台風・豪雨などの発生により、区内に被害が生じる恐れがある場合に区が設置



受け付け*3で避難者カードに住所・氏名などを記入

そのほか、下記のことを行います。

- ・検温の実施 **感染症対策**
- ・運営ボランティアを募集 など

★3…家族で別々に避難して受け付けをした場合は同じ居室にならないことがあります。



ペット動物との同行避難

受け付け時にペット登録カードを記入し、ペット動物用居室へ。飼い主とは原則居室が異なります。

ケージ、リード、エサ、シートなどは必ず持参してください。



避難中

避難所の居室は浸水しない最上階から利用

浸水する階にある体育館は、受け付けなどで一時的に使用する場合を除き、使用しません。



37.5℃以上の方は居室を分ける **感染症対策**

受け付け時に検温し、37.5℃以上の熱がある方の居室分けを行います。



避難当日の食料・水の提供は行いません

区の備蓄品は河川が氾濫し、避難の長期化が見込まれる場合に使用します。2食分の食料（火やお湯を使わないもの*4）や水、タオルなどは必ずご持参ください。

★4…乳幼児用のミルクなどを除く



物資受け取りは避難者自身で

毛布などの物資は、避難者が受け取りに来てください。



最新の情報を確認

校内放送や掲示板などで災害対策本部からの情報を周知します。



閉鎖

雨が止んでも危険は去らない

令和元年東日本台風では、台風通過後に河川の水位が上昇。避難情報の解除や避難所の閉鎖については、災害対策本部が判断します。それまでは、避難所に留まってください。

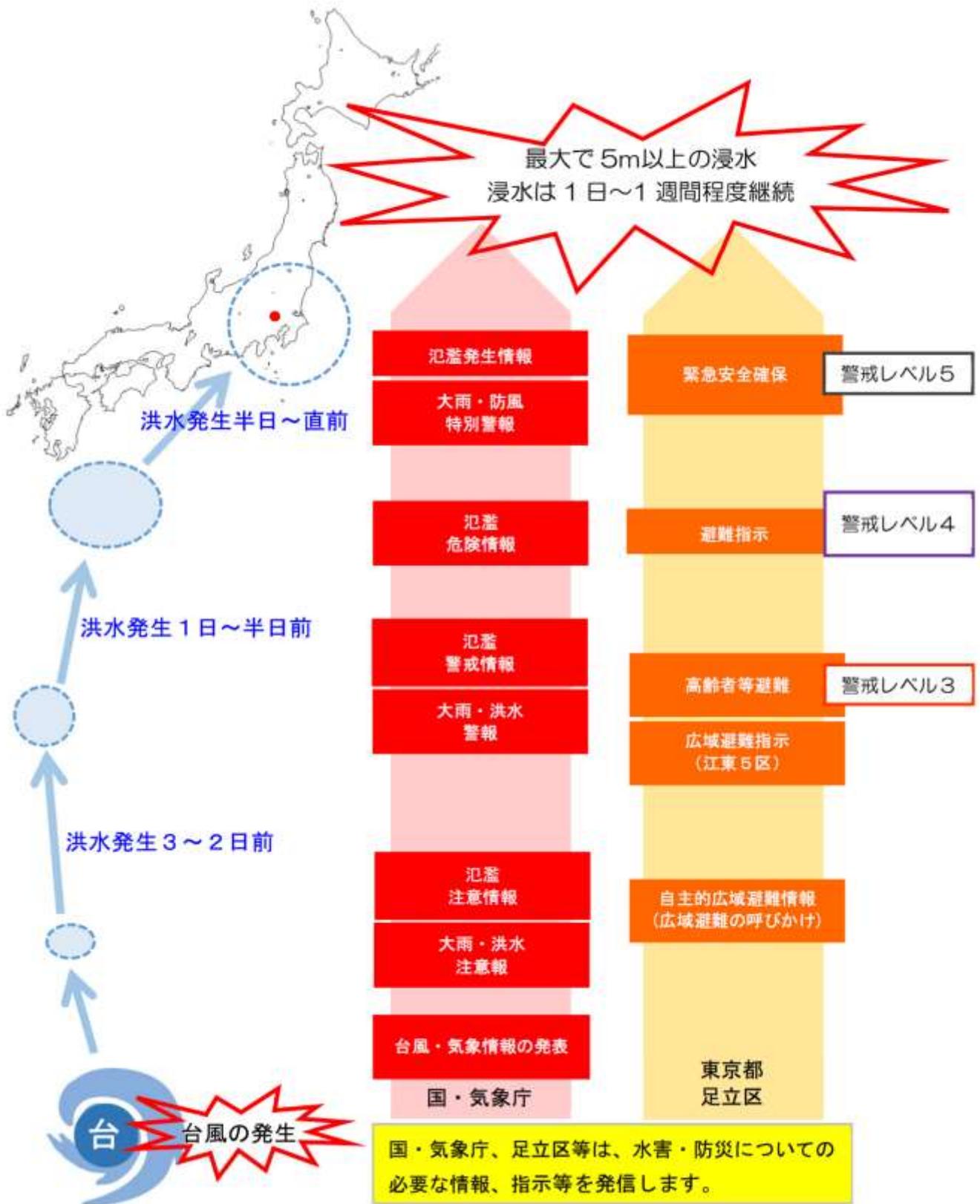


身の回りを清掃し、ごみは各自で持ち帰り

使用した部屋の清掃や毛布などの返却にご協力をお願いします。また、ごみは原則お持ち帰りください。



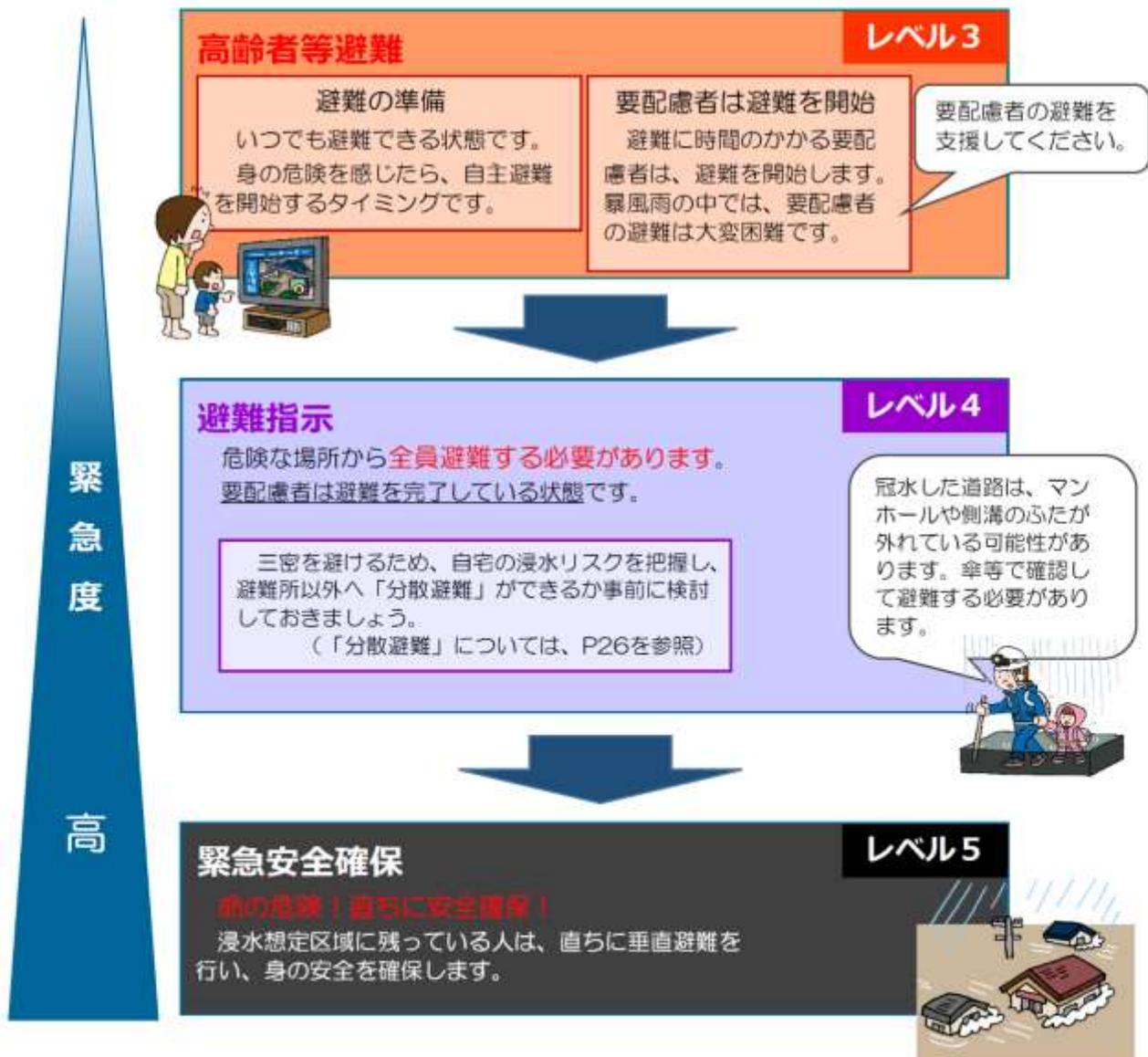
水害が予想される場合の対応シナリオ



■ 水位変化・危険レベルと足立区の体制



■ 避難情報について

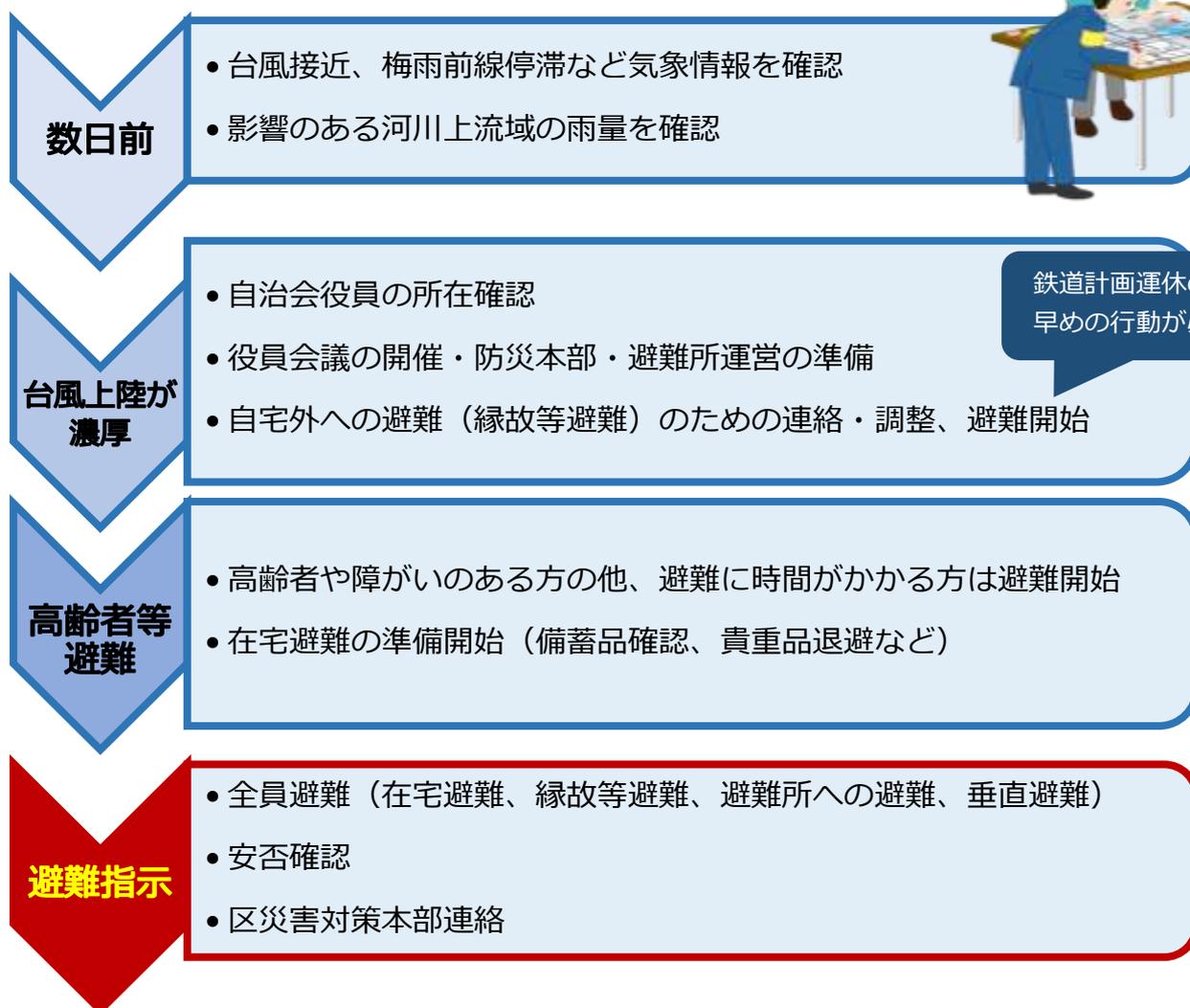


(3) コミュニティタイムライン

コミュニティタイムラインとは、風水害の予報や河川水位情報等をもとに避難のタイミングや取るべき防災行動について地区コミュニティで話し合い、「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のことです。

「足立区洪水ハザードマップ」に掲載された情報等を参考に、荒川に氾濫のおそれが生じた場合、地域や住宅の特性などに基づき、「どのような備えや行動を」「どのタイミングでとるべきか」の計画を検討します。

コミュニティタイムラインの例を次頁に示します。



自治会等でのコミュニティタイムラインの例

備えまでの時間	気象庁などからの情報	区からの情報	自治会での備え (情報収集)	各家庭の備え (例)
3日～ 5日前	・台風予報 (進路・勢力等)	・注意の呼びかけ	・今後の台風の進路情報を調べる ・役員会開催の決定 ・避難準備の呼びかけ (備蓄品・貴重品・連絡手段など)	・今後の台風を調べ始める ・必要な常備薬を確保する ・家周りの安全を確保する ・備蓄品や非常持ち出し品を準備する
2日前	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・台風の進路	・自主避難など注意の呼びかけ ・避難所開設準備 ・土のう貸出し	・避難準備の呼びかけ (縁故等避難、避難所避難の準備) ・避難の呼びかけ (早めの避難)	・携帯電話の予備電源の確保 ・避難方法や移動手手段等の決定
1日前	・大雨警報 ・洪水警報 (荒)洪水予報 (はん濫注意情報発表)	・要配慮者利用施設への洪水予報 (はん濫注意情報)伝達 ・高齢者等避難を発令	・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保 ・避難所運営に協力	・携帯電話の充電 ・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保
半日前	・場合によって大雨特別警報 (荒)洪水予報 (はん濫警戒情報発表) <避難判断水位>	・避難指示	・身の安全確保(垂直避難など) ・安否確認	・携帯メールで避難指示の受信 ・身の安全確保(垂直避難など) ・避難完了
5時間前	(荒)洪水予報 (はん濫危険情報発表) <はん濫危険水位>		・安否確認	・身の安全確保 (垂直避難など)
3時間前			・安否確認	・身の安全確保 (垂直避難など)
0時間前	氾濫発生情報	緊急安全確保	・安否確認	・直ちに安全確保 (垂直避難など)

(荒)は荒川下流河川事務所からの情報

5. 自治会における平時の備え

(1) 事前対策リスト

災害時の備えを事前にチェックできるように、自助と共助に分けて事前対策をチェックリストにしました。

■事前対策リスト(自助)

<被害を抑えるために事前にしておくこと(家の中)>

家具の固定・配置など	<input type="checkbox"/> 家具が転倒しないように固定する
	<input type="checkbox"/> 寝室には家具を置かないか、寝床に向かって転倒しないようにする
	<input type="checkbox"/> 家具の扉が揺れて開かないようにする(耐震ラッチなど)
	<input type="checkbox"/> 家具のガラス扉などは飛散防止フィルムを貼る
	<input type="checkbox"/> 玄関などの出入り口までは物を置かずに避難できるようにする
	<input type="checkbox"/> ベランダの避難用の隔壁、避難ハッチ周りに物を置かない
	<input type="checkbox"/> フロの汲み置き(災害時、生活用水として利用)
共情報	<input type="checkbox"/> 消火器の設置場所と使い方の熟知
	<input type="checkbox"/> 災害伝言用ダイヤルなど家族の連絡方法の確認

<備蓄>

必ずするもの 備蓄	<input type="checkbox"/> 飲料水(1人1日3リットルを最低3日分、7日分を推奨)	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ(便袋)
	<input type="checkbox"/> 食糧(レトルト、缶詰、インスタント食品、栄養補助食品、チョコレート等の菓子、最低3日分、7日分を推奨)	
避難・救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> ヘルメット、防災頭巾
	<input type="checkbox"/> 応急医薬品(絆創膏、消毒薬、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬等)	<input type="checkbox"/> ホイッスル(閉じ込め時に音を発するため)
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、ランタン、マッチ、ライター	<input type="checkbox"/> 防災マップ
	<input type="checkbox"/> 工具類	<input type="checkbox"/> マスク
避難生活で役立つもの	<input type="checkbox"/> リュック(物資の持ち運び用)	<input type="checkbox"/> ドライシャンプー
	<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 除菌シート
	<input type="checkbox"/> 水用携行タンク(水の配給時に必要)	<input type="checkbox"/> 携帯用充電器(ソーラー又は手動)
	<input type="checkbox"/> ラップ(食器にかぶせて使用)	<input type="checkbox"/> ビニールシート(敷物、雨よけ)
	<input type="checkbox"/> 紙皿、紙コップ、割り箸	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
	<input type="checkbox"/> ガムテープ	<input type="checkbox"/> 電池
	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー、ティッシュ	<input type="checkbox"/> 虫よけ用品
	<input type="checkbox"/> ガスカセットコンロ、ガスボンベ	<input type="checkbox"/> 新聞紙(防寒、燃料)

<避難など自宅を離れる時に持ち出した方がよい貴重品>

非常用 持出し	<input type="checkbox"/> 現金、クレジットカード	<input type="checkbox"/> 預金通帳、キャッシュカード
	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 免許証、健康保険証、お薬手帳
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、年金手帳	

避難所では、支給できる物資は限りがあります。特に、乳幼児や障がい者、持病やアレルギーをお持ちの方、ペットを飼われている方など、それぞれに合った備蓄・準備が必要になります。

■事前対策リスト(共助)

地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
一時集合場所へ向かう途中の初期消火	<input type="checkbox"/> 町内で消火器やバケツの備えはあるか <input type="checkbox"/> 備えた場所がわかるか	<ul style="list-style-type: none"> 出火したばかりの火災があったとき 隣近所で消火器での消火、バケツリレー
一時集合場所へ集合	<input type="checkbox"/> 一時集合場所とそこに集まるエリアを決めておく <input type="checkbox"/> 一時集合場所が使えない場合の代替場所はどこか	<ul style="list-style-type: none"> 一時集合場所ごとに班を形成するなど、身近な避難体制をつくっておく
集合人員の確認	<input type="checkbox"/> 一時集合場所ごとに集合者のリスト(可能な範囲で)等を作成しておく	<ul style="list-style-type: none"> 集合人員をリストで確認
避難場所と避難所	<input type="checkbox"/> 避難場所を確認しておく <input type="checkbox"/> 避難所を確認しておく	<ul style="list-style-type: none"> 火災延焼時は避難場所に避難 家が無事ならば在宅避難 家が被害の場合は避難所へ
避難経路	<input type="checkbox"/> 避難場所と避難所に行く経路を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 経路は通れなくなった場合を考慮して複数設定
避難に向けた情報収集	<input type="checkbox"/> 避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく <input type="checkbox"/> テレビ(ワンセグ)や携帯ラジオなどで災害情報が得られますか	<ul style="list-style-type: none"> 一目で町内の被害状況を把握できるマンションに登るなど
避難先と避難経路を選択して避難開始	<input type="checkbox"/> 避難先までの経路を歩いて危険箇所をチェックしておく	<ul style="list-style-type: none"> 班長など、先導者が誘導
声をかけながら避難	<input type="checkbox"/> 声掛けに便利なものを用意しておく <input type="checkbox"/> 担当者を決めて持ち出せるようにしておく	<ul style="list-style-type: none"> 拡声器、メガホン、要配慮者の名簿やマップなど
要配慮者への手助け・支援の要請	<input type="checkbox"/> 要配慮者の手助け方法や支援要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> 警察、消防団などへ連絡 民生・児童委員との連携
救出・救助の支援	<input type="checkbox"/> 防災倉庫等に、救出搬送資機材(バール、ジャッキ、のこぎり、担架、車いす、リヤカーなど)が調達できているか	<ul style="list-style-type: none"> 支援は可能な範囲で
避難先で自治会単位で安否の確認	<input type="checkbox"/> 避難先では、自治会単位で集合し、安否確認することを決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 避難先で班長が集まって自治会全体の安否を確認 避難していない在宅避難者もできるだけ把握
行方不明者の救助・救援の要請	<input type="checkbox"/> 救助・救援の要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> 区、消防団、警察などへ連絡
応急対応一段落後※、自治会の災害対策本部を設置	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 救命救助、緊急避難等の応急対応が優先
避難所の運営	<input type="checkbox"/> 避難所運営体制を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 自治会を超える場合もあり
帰宅困難者への対応	<input type="checkbox"/> 帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える

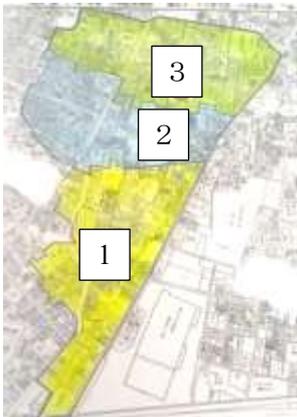
※ 自治会の災害対策本部の設置は応急対応一段落後を想定しましたが、災害の状況に応じて臨機応変に対処してください。

(2) 体制づくり

① 自治会における地震発生時の対応

- ・地震発生時には、自治会として次の対応を想定

【地震発生時の対応】

区分	自治会として想定される事項	
活動拠点の設置 【各班】	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震が発生した場合、自治会役員は、家族及び自宅の安全を確認したのち一時集合場所等に参集 1班：新規の一時集合場所を検討 ※地権者との合意形成のち、区に一時集合場所の選定届の提出を検討 2班：明美湯前 3班：小泉駐車場前 	
被害状況の把握 【各班】	<ul style="list-style-type: none"> ・役員は一時集合場所等に参集するまでの経路周辺の火災発生、道路閉塞、家屋倒壊等の被害状況を目視で確認し、参集後に各自報告 ・ラジオ、テレビ、消防署・区役所からの連絡等の正しい情報を集約し、自治会員に情報を提供 	
安否確認 【各班】	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時において一般の家庭に「黄色い旗」などを配布し、震度5強以上の地震が発生した場合には、玄関口に掲出することで無事を知らせる仕組みづくりを検討 	
初期消火活動 【防火部】 【区民消火隊】	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時には、可搬消防ポンプ（C級）、スタンドパイプなどの資機材を活用した消火活動を実施 ・初期消火の限界を超えた場合（建物火災では、天井に炎が回っていない状態が初期消火の限界）は、直ちに避難に切り替え 	
救出・救護活動 【各班】	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等からの被害状況、安否情報に基づき、必要に応じて、地域の助け合いによる救出活動を展開 ・救出した負傷者を安全な場所に移動し、応急手当等を実施 ・救護拠点としては、コミュニティ住宅会議室などの活用も検討 ・今後、担い手の確保と併せて、区民レスキュー隊について検討 	
避難誘導活動 【交通部】	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼火災の発生を確認した場合は、避難場所への避難を開始 ・延焼火災の発生方向を考慮し、適切な避難路を選択 ・途中経路で交通整理、誘導を実施 ・高齢者等の避難を支援 ・避難場所の集合場所は事前に選定（集合場所で自治会の看板を目印として活用） 	
被災生活支援 【自治会】	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で生活が可能な世帯等に対しては、在宅避難を推奨 ・コミュニティ住宅会議室などを高齢者の滞在場所等として活用 	
行政等関係機関との連絡・要請 【自治会】	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況や危険箇所などを消防署、警察署、区役所に連絡 	

【今後の取組み】

- 3班体制の周知、確認
- 新規の一時集合場所の検討
- 安否確認の仕組みづくり
- 防災倉庫の鍵の管理者の拡大
- 防災倉庫の備品持ち出しの管理の仕組み（災害時に管理責任者を配置）
⇒災害時にどこで何が使われているかを把握
- 避難場所での集合場所の確認、共有
- 災害時に自治会（会長、副会長）が各班の活動を把握できる連絡体制づくり

② 資機材・備蓄品等の備え

- 計画的な資機材・備蓄品の整備・購入等を検討（例えば、毎年度の区の補助金を活用して購入計画等を検討）

【今までの取組み】

資器材など	配置場所
可搬消防ポンプ（C級）、スタンドパイプ	梅田上町プチテラス防災倉庫
テント	自治会倉庫
防水シート	自治会倉庫
自治会の看板	自治会倉庫

③ 防災訓練

- ・年度計画に町内の防災訓練を組み込み、防災訓練を実施

【今後の取組み】

- ・防災訓練は、自治会員が多く参加する形の避難訓練等を実施
- ・既存のイベント等を絡めるなど負担の少ない方法等を検討
⇒清掃活動など多くの住民が集まる機会を捉えた消火、救助訓練の実施
- ・消火など防災技術の向上を図るため、消防団と連携した訓練等の実施を検討

<今までの活動>

避難所運営訓練（梅島第二小学校）	避難所運営会議
初期消火訓練	区民消火隊（年2～3回）

<今後実施を検討する活動例>

初期消火訓練	道路上の消火栓を使った実践的な訓練の検討（自治会員に対して公開するような形で行い、町民の意識啓発も兼ねる）
救助救出訓練	担い手の確保を図りながら、区民レスキュー隊の申請を検討し、隊の結成後に訓練を実施
安否確認訓練	「黄色い旗」などの安否確認の仕組みづくりを検討し、実施
避難訓練（防災ウォーキング）	ウォーキングなどのイベントと兼ねて、避難場所まで歩く避難訓練を実施
炊き出し訓練	自治会イベントと絡めて、炊き出し訓練を実施
楽しみながら防災を学べるイベントの開催（子ども・ファミリー参加促進）	<ul style="list-style-type: none"> ・地震体験車の派遣（区へ依頼することができる） ・防災DVD（アニメなど）の放映（区へDVDの貸し出しを依頼することができる） ・防災ワークショップ（クイズ、災害時に役立つ「紙食器作り」、「子ども防災博士」の認定証、スタンプラリーなど）
キャンプ形式での被災生活体験（子ども・ファミリー参加促進）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気や水が使えないなど、実際の災害時に近い状況を想定し、家族で楽しみながら防災知識・技術を身につける訓練を検討 ・第一次避難所（梅島第二小学校）での開催を検討

④ 定期的に防災について話し合う機会づくり

- 年度当初に、毎年度のスケジュールを立案する際に、防災についての話し合いや防災訓練などを決め、自治会員等への周知を検討
- 自治会の通常の集会等を利用して定期的に防災の打合せや準備を実施

【今後の取組み】

- 今後、3～5年間の年間スケジュールを立てて、段階的・計画的に防災力の向上に向けた取組みを実施
- 自治会での話し合いを進める上では、防災に関する情報（行政の支援制度含む）も重要なことから、必要に応じ、区に出前講座等の職員の派遣を依頼

※ 様式・資料編

資料 1 様式集

参考様式 1 緊急時連絡先一覧表

区分	連絡先	連絡先担当部署	TEL
緊急連絡先	区役所		
	消防署		
	警察署		
	電気		
	ガス		
	上水道		
	下水道		
	電話局		
避難関係	第一次避難所 (梅島第二小学校)		
	病院		

参考様式2 備蓄品リスト

区分	品名	規格	数量	保管場所	点検日
食糧					
水					
日用品					
消火用具					
救出救助 用資機材					
その他					

参考様式 3 自治会年間スケジュール

- 年間スケジュールは任意様式とする。
- 従来、自治会で運用してきた年間スケジュールに、防災関係の予定（防災訓練等）を盛り込むものとする。

年間スケジュール（年度）（例）			
年	月	自治会スケジュール	防災関係スケジュール
年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
年	1月		
	2月		
	3月		

防災区民組織役員名簿

役 職	氏 名	住 所	電 話
本部長（会長）			
副本部長 （副会長）			
総務部	部長		
	副部長		
情報部	部長		
	副部長		
防火部	部長		
	副部長		
救護部	部長		
	副部長		
避 難 誘導部	部長		
	副部長		
給食部	部長		
	副部長		

資料2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」

「足立区防災アプリ」は、防災関係の機能を一つにまとめたスマートフォン対応アプリです。令和4年4月にリニューアルしました。



このアイコンが目印！



※画像はイメージです

【足立区防災アプリの機能】

- ① 避難所の開設・混雑状況をマップ付き、リアルタイムで知ることができます。
- ② 非常時の情報をプッシュ通知でお知らせします。
- ③ GPS機能により、地図で現在位置、避難所の位置などを確認できます。
- ④ 各種ハザードマップや防災マップを搭載しています。

ダウンロードはこちらから⇒ iPhone 端末

Android 端末



同内容のPCサイト（足立区災害ポータルサイト） <https://bosai.city.adachi.tokyo.jp/>

資料3 A-メール（足立区メール配信サービス）

区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛にお送りします。

足立区ホームページや下記のメールアドレスに空メール（本文に何も書かずに送るメール）を送信し、送られてきたメールに表示されたURLにアクセスし、登録することができます。

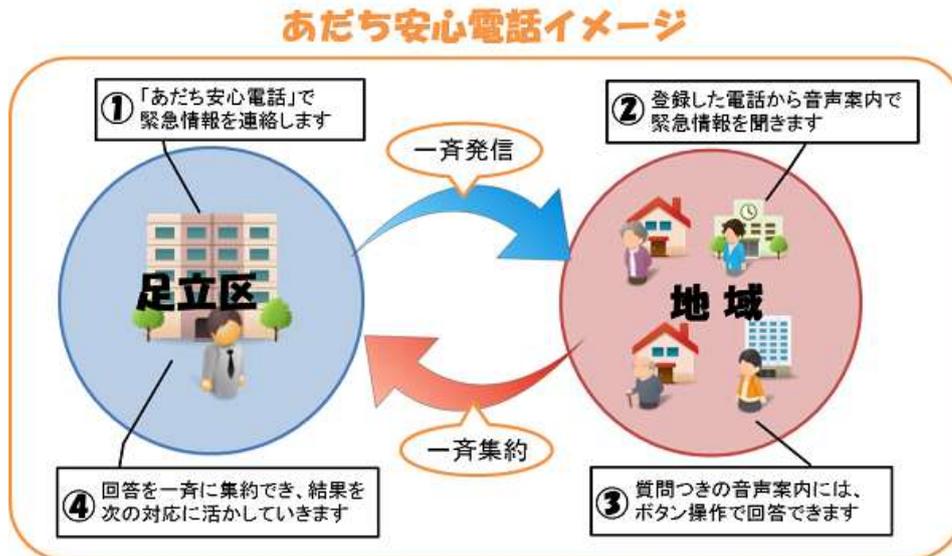
adachi@sg-m.jp



- ・「災害情報・気象警報」「大雨・洪水注意報」「雷注意報」で配信される警報・注意報は、気象庁の発表と連動させ、自動的に配信をしています。

資料4 あだち安心電話

河川の水位状況や避難所開設情報等を確実にお届けするため、電話を活用した情報伝達システム「あだち安心電話」を導入し、希望するすべての区民の方（事業者を含む）の登録受付を開始しました。いざという時の準備として、ぜひご登録ください。



下記の方法で申込むことができます。

- ① ホームページ「登録申込みフォーム」でご登録



- ② 報道広報課（足立区役所本庁舎南館9階）または、各区民事務所（中央本町区民事務所を除く）に直接「登録申込書」をご提出ください。

- ③ 「登録申込書」を報道広報課にご郵送ください。

【申込書郵送先】

足立区報道広報課 デジタル情報・広告係
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1
TEL：03-3880-5514

資料 5 感震ブレーカーの設置助成

足立区では、災害時に避難所等へ避難している間、電気が復旧した際に発生する「通電火災」対策に有効な手段として、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」を設置した場合に、費用の一部を助成する制度を設けています。

感震ブレーカーは、震度 5 強相当の地震をセンサーが感知したとき、警報を発し、約 3 分後にブレーカーを落として、電力供給を遮断する器具です。

設置助成をうける要件は次のとおりです。

(1) 特定地域（建物倒壊危険度ランクⅢにおいて、特に緊急的な安全対策が望まれる地域）であること → 本木梅田周辺地域は対象となっています。

(2) 対象世帯

① 一般世帯

特定地域内にある住宅で居住する個人もしくは賃貸住宅所有者（法人を除く）

② 特例世帯

上記①一般世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯もしくは賃貸住宅所有者

- ・ 65歳以上の方が含まれる
- ・ 要介護者が含まれる（要介護 3～5）
- ・ 障がい者が含まれる
（身体障害 1～4 級、精神障害 1～3 級、知的障害愛の手帳総合判定で 1～4 度）
- ・ 非課税者のみ

詳しくは、足立区ホームページ（感震ブレーカーの設置助成）をご覧ください。または下記の担当窓口にお問い合わせください。

【問合せ窓口】

足立区建築防災課耐震化推進係

（足立区役所本庁舎中央館 4 階）

TEL 03-3880-5317（直通）

資料 6 防災無線のテレホン案内

足立区では、災害時等に速やかに情報を伝達する手段として、防災行政無線屋外拡声装置（スピーカー）を設置しています。「放送が聞き取れなかった」「もう一度聞きたい」ときに、放送内容を電話で確認することができるサービスが、「防災無線テレホン案内」です。

ご利用方法

(1) 下記の電話番号にお電話ください。

足立区防災無線テレホン案内：050-5527-2305

(2) 24 時間以内に放送された最新の放送が繰り返し流れます。

(3) 通話料は有料となります。

※ 防災無線の放送内容は、下記ホームページからも確認できます。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/cgi-bin/bousai/list.cgi>



資料 7 足立区 LINE 公式アカウント

足立区では、令和 2 年 9 月 14 日に「足立区 LINE 公式アカウント」を開設しました。

「足立区 LINE 公式アカウント」では、災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）や緊急情報などのお知らせをリアルタイムに発信します。情報を受け取るには、SNS アプリ「LINE（ライン）」での友だち登録（利用者登録）が必要です。いざという時に備えて、ぜひご登録ください。

ご利用方法

(1) ご利用には「LINE（ライン）」での「友だち登録」が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/line/index.html>

(2) 主な配信情報

- ・ 台風や地震などの災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）
- ・ 緊急でお知らせしたい重要な情報
- ・ 「あだち広報」発行情報（月 2 回）
等々

順次、便利にお使いいただける新たなサービスを検討していきます。

(3) 災害情報など緊急でお知らせしたい重要な情報は、LINE、A-メールどちらにも配信します。



Memo